

日頃より弊社書籍をご利用くださりありがとうございます。

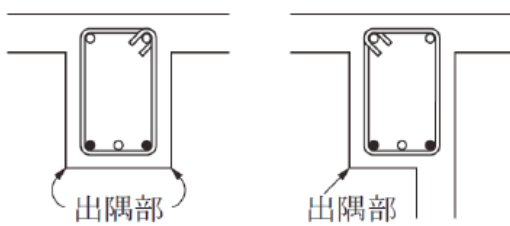
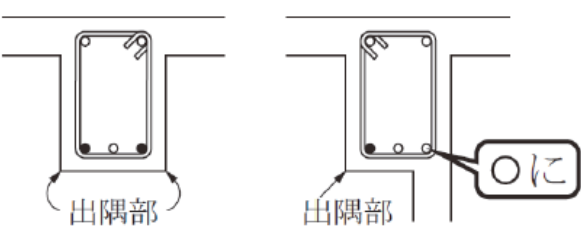
上記書籍において、令和5年1月1日施行で建設業法施行令が改正されたことによる変更点および誤植がございました。下記のとおり「施工」教材の訂正をお願いいたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

2023年4月
TAC 建築士講座

頁	内容															
P18 10行目表	<p>次表のように訂正してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置条件</th> <th>おもな職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>建設業者が請け負った建設工事を施工する場合。 (元請、下請、請負代金の額にかかわらず、原則として、工事現場に配置する。)</td> <td rowspan="2">工事全体の施工管理、その他の技術上の管理、労働者の技術上の指導監督。</td> </tr> <tr> <td>監理技術者</td> <td>特定建設業者(※)が、元請として直接工事を請け負った場合で、その工事のうち、4,000万円以上 7,000万円以上 (建築一式工事では6,000万円以上 4,500万円以上)を下請に請け負わず場合、主任技術者に代えて置く。</td> </tr> </tbody> </table>		配置条件	おもな職務内容	主任技術者	建設業者が請け負った建設工事を施工する場合。 (元請、下請、請負代金の額にかかわらず、原則として、工事現場に配置する。)	工事全体の施工管理、その他の技術上の管理、労働者の技術上の指導監督。	監理技術者	特定建設業者(※)が、元請として直接工事を請け負った場合で、その工事のうち、 4,000万円以上 7,000万円以上 (建築一式工事では 6,000万円以上 4,500万円以上)を下請に請け負わず場合、主任技術者に代えて置く。							
	配置条件	おもな職務内容														
主任技術者	建設業者が請け負った建設工事を施工する場合。 (元請、下請、請負代金の額にかかわらず、原則として、工事現場に配置する。)	工事全体の施工管理、その他の技術上の管理、労働者の技術上の指導監督。														
監理技術者	特定建設業者(※)が、元請として直接工事を請け負った場合で、その工事のうち、 4,000万円以上 7,000万円以上 (建築一式工事では 6,000万円以上 4,500万円以上)を下請に請け負わず場合、主任技術者に代えて置く。															
P18 25行目図	<p>右図のように訂正してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築一式工事以外 (防水工事等の 専門工事業)</th> <th>建築一式工事 (建築工事業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)</td> <td>下請代金 4,000万円 4,500万円</td> <td>下請代金 6,000万円 7,000万円</td> </tr> <tr> <td>③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項・原則)</td> <td>請負代金 3,500万円 4,000万円</td> <td>請負代金 7,000万円 8,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>監理技術者が読む専</p>		建築一式工事以外 (防水工事等の 専門工事業)	建築一式工事 (建築工事業)	① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)			② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)	下請代金 4,000万円 4,500万円	下請代金 6,000万円 7,000万円	③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)			現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項・原則)	請負代金 3,500万円 4,000万円	請負代金 7,000万円 8,000万円
	建築一式工事以外 (防水工事等の 専門工事業)	建築一式工事 (建築工事業)														
① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)																
② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)	下請代金 4,000万円 4,500万円	下請代金 6,000万円 7,000万円														
③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)																
現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項・原則)	請負代金 3,500万円 4,000万円	請負代金 7,000万円 8,000万円														
P22 15行目図	<p>右図のように訂正してください。</p> <p>発注者</p> <p>元請 A社</p> <p>下請 B社 下請 C社 下請 D社</p> <p>7,000 下請に発注する合計金額</p> <p>【建築一式工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 7,000万円未満 → A社は一般建設業の許可でOK 主任技術者でOK ● 7,000万円以上 → A社は特定建設業の許可が必要 監理技術者が必要 <p>7,000</p> <p>特定建設業の許可</p>															

【2ページ目もご確認ください。】

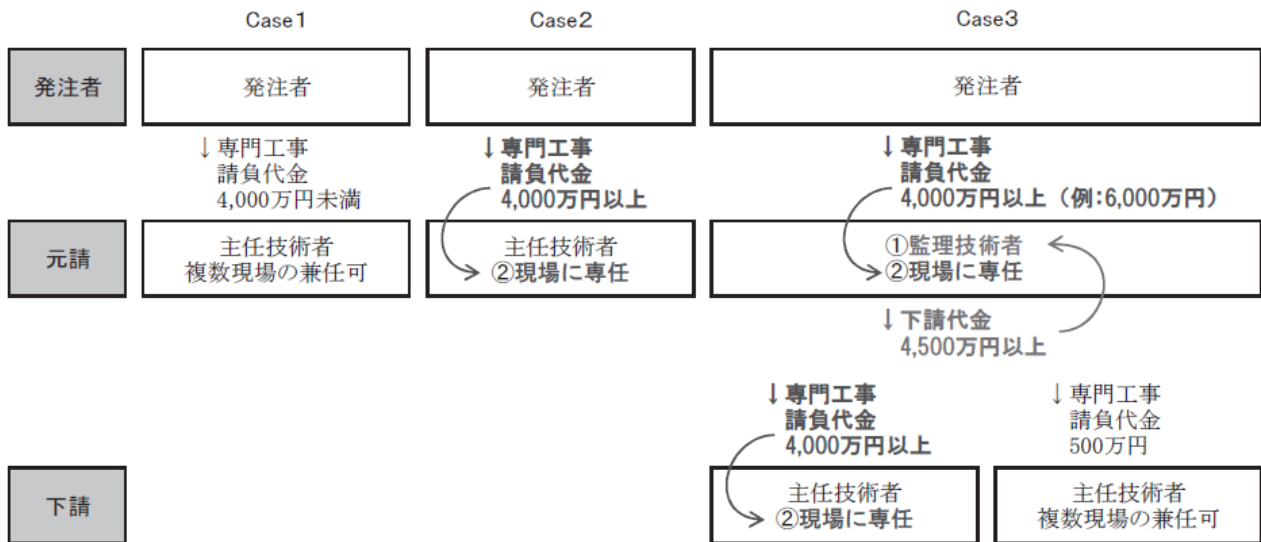
<p>P452 付録 19</p>	<p>次表のように訂正してください。</p> <table border="1" data-bbox="263 145 1364 526"> <tr> <td data-bbox="263 145 446 347" rowspan="2"> <p>監理技術者</p> </td> <td data-bbox="446 145 1364 347"> <ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の上位技術者。4,500 下請契約の請負代金の額が4,000^{7,000}万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の場合に、元請業者が主任技術者に代わる上位技術者として置かなければならない技術者。 下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割をもつ。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 347 1364 526"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 347 646 436"> <p>特例 監理技術者</p> </td> <td data-bbox="646 347 1364 436"> <p>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 436 646 526"> <p>監理技術者 補佐</p> </td> <td data-bbox="646 436 1364 526"> <p>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>監理技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の上位技術者。4,500 下請契約の請負代金の額が4,000^{7,000}万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の場合に、元請業者が主任技術者に代わる上位技術者として置かなければならない技術者。 下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割をもつ。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 347 646 436"> <p>特例 監理技術者</p> </td> <td data-bbox="646 347 1364 436"> <p>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 436 646 526"> <p>監理技術者 補佐</p> </td> <td data-bbox="646 436 1364 526"> <p>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</p> </td> </tr> </table>	<p>特例 監理技術者</p>	<p>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</p>	<p>監理技術者 補佐</p>	<p>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</p>
<p>監理技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の上位技術者。4,500 下請契約の請負代金の額が4,000^{7,000}万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の場合に、元請業者が主任技術者に代わる上位技術者として置かなければならない技術者。 下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割をもつ。 							
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 347 646 436"> <p>特例 監理技術者</p> </td> <td data-bbox="646 347 1364 436"> <p>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 436 646 526"> <p>監理技術者 補佐</p> </td> <td data-bbox="646 436 1364 526"> <p>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</p> </td> </tr> </table>	<p>特例 監理技術者</p>	<p>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</p>	<p>監理技術者 補佐</p>	<p>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</p>			
<p>特例 監理技術者</p>	<p>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</p>							
<p>監理技術者 補佐</p>	<p>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</p>							
<p>P454 付録 19</p>	<p>【3ページの※1を切り貼りしてください。】</p>							

頁	法改正前の内容 or 誤	法改正後の内容 or 正
<p>P18 19～20行目</p>	<p>請負代金が<u>3,500</u>万円以上（建築一式工事では<u>7,000</u>万円以上）</p>	<p>請負代金が<u>4,000</u>万円以上（建築一式工事では<u>8,000</u>万円以上）</p>
<p>P19 11行目</p>	<p>下請代金の合計が<u>3,500</u>万円未満</p>	<p>下請代金の合計が<u>4,000</u>万円未満</p>
<p>P20 右欄 34行目</p>	<p>建築主⇒委託者 監理者⇒<u>委託者</u></p>	<p>建築主⇒委託者 監理者⇒<u>受託者</u></p>
<p>P22 17～18行目 34～35行目</p>	<p><u>4,000</u>万円以上（建築一式工事では<u>6,000</u>万円以上）</p>	<p><u>4,500</u>万円以上（建築一式工事では<u>7,000</u>万円以上）</p>
<p>P96 28行目</p>	<p>●60%以下とする。<u>（混合セメントB種と同じ）</u></p>	<p>●60%以下とする。 （左記の下線部を削除）</p>
<p>P111 23行目図</p>	<p style="text-align: center;">梁(断面)</p> 	<p style="text-align: center;">梁(断面)</p> 
<p>P115 4行目の表</p>	<p>表の一番上の行の「最小かぶり厚さ (mm)」、「設計かぶり厚さ (mm)」の範囲を訂正します。</p>	<p>【4ページの※2を切り貼りしてください。】</p>
<p>P397 11行目</p>	<p>(7) <u>着系</u>アンカーの固着作業</p>	<p>(7) <u>接着系</u>アンカーの固着作業</p>
<p>P399 22～26行目 (図を含む)</p>	<p>② 機械的な接合 (1) 既存躯体の… (2) 新設壁の…</p>	<p>② 溶接継手による接合 (1) 既存躯体の表面を^{はっ}研って鉄筋を露出させ、新設壁の増設鉄筋を既設鉄筋に溶接する。 【4ページの※3を切り貼りしてください。】</p>

【3・4ページ目もご確認ください。】

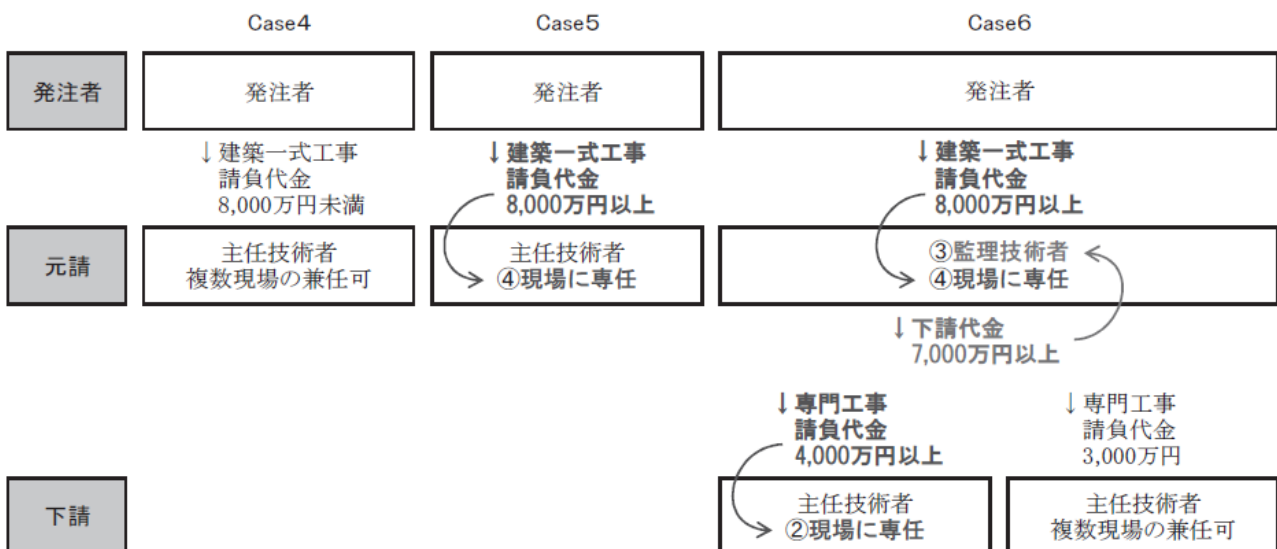
建築一式工事以外(専門工事)

- ① 発注者から「防水工事」を直接請け負った特定建設業者(※)は、下請契約の請負代金の額の総額が4,500万円以上になる場合においては、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。
(業法26条2項) (※特定建設業の許可を受けた者)
- ② 公共性のある施設又は多数の者が利用する施設に関する「防水工事」で、工事1件の請負代金の額が4,000万円以上になる場合においては、主任技術者又は監理技術者は、原則として、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。(業法26条3項)



建築一式工事

- ③ 発注者から「建築一式工事」を直接請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額の総額が7,000万円以上になる場合においては、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。
(業法26条2項)
- ④ 公共性のある施設又は多数の者が利用する施設に関する「建築一式工事」で、工事1件の請負代金の額が8,000万円以上になる場合においては、主任技術者又は監理技術者は、原則として、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。(業法26条3項)



★ Point ★

- (1) 監理技術者を置く必要があるのは、
 - ① 専門工事を元請し、4,500万円以上を下請に出す元請業者、又は、
 - ② 建築一式工事を元請し、7,000万円以上を下請に出す元請業者である。
 - ・ 下請業者は監理技術者を置く必要はない。
 - ・ 元請業者がどんなに多額で請け負ったとしても、下請に出さなければ主任技術者でよい。
- (2) 現場に専任の技術者を置く規定は、元請業者、下請業者に関わらず適用される。

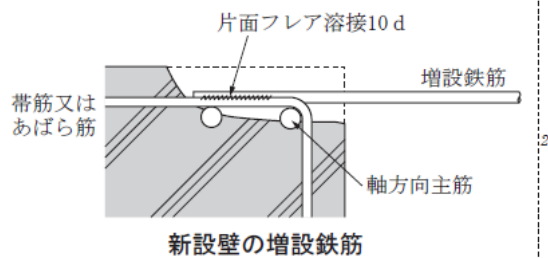
※2… P115 の 4 行目の表への切り貼り用

部位・部材の種類		最小かぶり厚さ (mm)			設計かぶり厚さ (mm)				
		一般劣化環境 (非腐食環境)	一般劣化環境 (腐食環境) 計画供用期間の級		一般劣化環境 (非腐食環境)	一般劣化環境 (腐食環境) 計画供用期間の級			
			短期	標準・長期 ⁽²⁾		超長期 ⁽²⁾	短期	標準・長期 ⁽²⁾	超長期
構造部材	柱・梁・耐力壁	30	30	40	40	40	50	50	
	床スラブ・屋根スラブ	20	20	30	40	30	30	40	50
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	20	20	30	40	30	30	40	50
	計画供用期間中に保全を行う部材 ⁽¹⁾	20	20	30	30	30	30	40	40
直接土に接する柱・梁・壁・床及び布基礎の立上り部		40			50				
基礎		60			70				

※3… P399 の 22～26 行目 (図を含む) の表への切り貼り用

② 溶接継手による接合

- (1) 既存躯体の表面を研^はって鉄筋を露出させ、新設壁の増設鉄筋を既設鉄筋に溶接する。



2122 2422 R0322

B5 サイズで印刷してご利用ください。

TAC 株式会社
 法人事業部 営業推進部
 学校教材 G